

ンに参加した日本人大学生も参加し、認知症サポーター養成講座の講師をボランティアで行っている経験をもとに、日本の現状を紹介した。

そして、令和2年10月にはインドネシア保健省と、同年11月にはラオス保健省との間でヘルスケア分野における協力覚書を交換し、我が国のアジア健康構想・アフリカ健康構想を通じ、各国との当該覚書に基づくヘルスケア分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を図ることを確認した。

また、令和2年12月に、ニューヨークにおいて、我が国及びチリが共同ファシリテーターとして国連総会本会議に提出した「健康な高齢化の10年（United Nations Decade of Healthy Ageing 2021-2030）決議案」が、77カ国の共同提案国を得て、コンセンサスにより採択された。本決議は、世界的な人口高齢化が加速する中で、新型コロナウイルス感染症を含む高齢者に対する様々なリスクに対し、高齢者が身体的・精神的健康を享受する権利を守るために、国連システム、政府、市民社会及び民間セクターが一体となって取り組むことを促進するものである。「健康な高齢化の10年」は、平成28年のWHO総会において日本及びタイが共同ファシリテーターとして「WHO 高齢化と健康に関する世界戦略及び行動計画2016－2020」の交渉を取りまとめ、採択されて以降、G7やG20を含む国際的な場を通じて我が国が率先して進めてきた議題であり、国連総会の本会議における決議採択は、その最たるものである。

6 全ての世代の活躍推進

「全ての世代の活躍推進」については、高齢社会対策大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、更には一度失敗した方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に基づく取組を推進した。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を推進した。

また、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるため、「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月13日人生100年時代構想会議）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づいて、教育の無償化等「人づくり革命の実現と拡大」に取り組んだ。

さらに、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に基づく取組を推進するとともに、新たに「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）を策定した。

少子化対策については、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）第7条に基づく「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進した。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

第4次男女共同参画基本計画に基づくあらゆる取組を着実に推進していくため、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向け、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針」を策定した。

また、女性活躍に関する一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象拡大や情報公表の強化等を盛り込んだ、改正後の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が令和2年6月1日に施行された（ただし、対象拡大については令和4年4月1日施行）。

改正法の施行を踏まえ、一般事業主における自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計

画策定等にあたり、中小企業を取組を支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施するとともに、実際に行動計画に定めた数値目標等を達成した事業主に対する「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の支給や、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定取得の勧奨等により、女性活躍推進法に基づく取組を促進した。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため、スマートフォン版の検索機能の充実を図った。

さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、地域の農林水産業に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進や女性による事業活用の促進、地域農業のリーダーとなり得る女性農業者の育成、農業における子育て地域ネットワークへの支援等により、女性の地域や農林水産業の経営での活躍を推進する施策を実施した。